

令和6年度宮城県子育て支援員研修業務企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度子育て支援員研修業務」の業務委託に当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 募集事項

1 業務の名称

令和6年度宮城県子育て支援員研修業務

2 業務の概要及び目的

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を習得するための研修を実施し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ることを目的とする。

3 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

5 委託料の上限額

金5,744,475円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし業務完了後の支払いとする。

第3 応募資格等

1 応募の資格

子育て支援に関する研修の十分な知識と業務遂行能力を有し、仕様書に定める業務について適正な執行体制を有する者とする。

2 応募の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 県税に係る徴収金を完納している者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納している者であること。

第4 企画提案募集の日程

項目	年月日
募集開始	令和6年4月23日(火)
質問受付期限	令和6年5月7日(火)午後5時
質問回答	令和6年5月14日(火)
申込期限	令和6年5月21日(火)午後5時
提案書提出期限	令和6年5月29日(水)午後3時
候補者選定	令和6年6月5日(水)
選定結果通知	令和6年6月12日(水)(予定)
契約締結	令和6年6月下旬~7月上旬頃(予定)

第5 企画提案書の作成等に関する質問の受付及び回答

1 提出書類

質問票(様式1)

2 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時(必着)

3 提出方法

電子メール

E-mail アドレス kodomss-p@pref.miyagi.lg.jp

4 回答方法

令和6年5月14日(火)までに県のホームページに掲載する。ただし、質問者の企画提案の内容に密接に関わる質問については、質問者のみに回答する。

第6 申込書の提出

1 提出書類

(1)子育て支援員研修業務企画提案申込書(様式2) 1部

(2)宣誓書(様式3) 1部

2 提出期限

令和6年5月21日(火)午後5時(必着)

3 提出方法

郵送又は持参

第7 企画提案書の提出

1 提出書類(各8部)

(1)企画提案書(任意様式・A4版・片面印刷・ページ番号付き・20枚以内)

(2)参考見積書(任意様式・A4版)

委託上限額に掲げる上限の範囲内で作成すること。委託期間中の本業務に係る全ての費用を提案金額とする。見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額

を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

2 企画提案書の構成

企画提案書には、仕様書を踏まえ、次の項目について具体的に記載すること。

(1) みやぎの子ども達の現状や子育てをめぐる課題等を踏まえ、本事業を通してかかわって
いきたいこと。

(2) 実施方針

(3) スケジュール

(4) 実施方法

① 会場確保と候補地域（1か所は仙台市以北地域を検討すること）

② 講師案と選定基準

③ 実習先確保

④ 受講者への配慮

⑤ 不測の事態（研修の開催が困難な場合等）への対応

※ 基本研修及び放課後児童コースの動画DVDは貸し出し可能です。

(5) 実施体制

① 運営方法

② 運営体制

③ 個人情報保護等への配慮

(6) 見学実習における実習費

(7) 過去2年間の研修業務の受注実績

3 提出期限

令和6年5月29日（水）午後3時（必着）

4 提出方法

郵送又は持参

5 提出先

宮城県子ども総合センター

住 所 〒981-1217 宮城県名取市美田園二丁目1-4

6 その他

提出された書類は返却しない。また、提出後の訂正、差し替え、取消し等は、原則として認めない。

第8 評価・選定方法

1 評価・選定方法

県が設置する「子育て支援員研修業務公募型プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という）」において、企画提案の内容を評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を候補者とする。ただし、評価点の合計が満点の6割未満の場合には、候補者として選定しない。

候補者となるべき者が2者以上いる場合には、各委員が協議して候補者を選定する。

2 選定委員会の開催

(1) 日時

令和6年6月5日(水)

(2) 場所

宮城県子ども総合センター会議室

(3) 出席者

提案者によるプレゼンテーション 2人以内

(4) 実施時間

30分(説明20分・質疑応答10分)

(5) 企画提案書に基づいて行うこととし、追加資料の配布は認めない。

(6) プロジェクターの使用を希望する場合は、事前に申し出ること。ただし、パソコンは各自で用意すること。

3 評価基準・配点

評価項目 4-1	評価内容	配点
実施方針 (イ)(ロ)	業務の目的を理解した内容となっているか。 みやぎの子ども達の現状や子育てをめぐる課題等を踏まえ、地域の実情に配慮した内容や多様な講師案となっているか。	10
スケジュール (ハ)	一連の業務の流れに無理がなく、適切に実施することが可能か。	20
実施方法 (ニ)	国の実施要綱に沿った内容となっているか。 適切な会場や講師を確保できる見込みはあるか。 受講者への配慮や運営体制、急な悪天候等の代替措置等の不測の事態への対応について、具体的に示されているか。 見学実習の調整・対応等は適切か。	30
実施体制 (ホ)	必要な人材・人員が配置され、すべての業務を円滑に実施する体制が取られているか。(事務員、企画員、運営、実習調整等) 個人情報の管理体制は、実効性のあるものとなっているか。	30
見積金額	積算根拠が示されており、金額は妥当か。	10
合計		100

4 失格事由

次のいずれかに該当する場合には、失格とし、候補者選定の対象外とする。

- (1) 企画提案書に記載されている文字の判読が困難なとき、又は文意が不明なとき。
- (2) 本募集要領の規定に従っていないとき。
- (3) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出したとき。
- (4) 選定委員会に出席しなかったとき。
- (5) 候補者選定の執行を妨げる行為を行ったとき。

第9 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

提案者が1者の場合にも、選定委員会を開催する。提案者がいない場合には、募集期間を延長することがある。

第10 選定結果の通知・公表

選定結果は、全ての提案者に文書で通知します。候補者選定に関する質問等には応じません。

第11 その他

- (1) 最終的な仕様は、別紙仕様書の仕様事項を基本とし、候補者の企画提案の内容を踏まえて決定する。候補者から見積書を徴し、見積金額が予定価格の制限の範囲内のときは、候補者と契約を締結する。
- (2) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。